

FAX 送信先 0857-25-3001 (みなくる)

メールアドレス minakuru@roufuku.jp

『労働相談 Q&A』パネル利用申込書

(申込年月日 年 月 日)

企業・団体・学校名等	
担当者氏名	(役職)
電話番号	() -

1. パネル利用内容

2. パネル利用期間 年 月 日() ~ 年 月 日()

3. パネル掲示先住所

4. パネル規格 B2判(アルミフレーム)・A2判(のりパネル)・ポスター判 があります。
詳細は、事務局までご相談下さい。

5. 利用パネル番号 (利用欄に○印)

※ **New** は 2026.1 月に作成

	No.	内 容	詳 細	利用
労働契約	1	労働条件通知	労働条件通知書の見方と解説	
	2	不利益変更	労働条件の変更には、原則労働者の合意が必要です。	
	3	無期雇用転換	無期労働契約への転換申込みが可能です	
	4	労働条件通知	働く条件は書面で明示しましょう	
賃金	5	罰金	遅刻に対する制裁措置としての罰金は正しい?	
	6	ブラックバイト	ブラックバイトとは何?	
	7	弁償費用	アルバイト中にお皿を割ってしまった等の弁償費用の考え方	
	8	所得税	アルバイトでも所得税は給与から引かれます	
	9	最低賃金	パートアルバイトを含むすべての労働者の賃金は最低賃金を下回ってはいけません。	
	10	休業手当	会社都合による休業の場合の生活保障(休業手当)について	
休労 日・時間、 休暇	11	休憩時間	休憩時間のきまりや考え方	
	12	有給休暇	パートアルバイトの有給休暇について	
	13	サービス残業	サービス残業は違法です。	
解雇・ 退職	14	退職	なかなか退職できない・・・退職のルール	
	15	退職勧奨	「辞めてくれないか」と言わされた時(退職勧奨と解雇の違い)	
	16	解雇	解雇する場合にはルールがあります。	
	17	解雇(労災中)	労災での休業中に解雇をすることはできません。	

労働保険・社会保険	18	失業給付	会社の倒産や解雇の場合、雇用保険の失業給付の受給日数が手厚くなります。	
	19	労災保険	仕事中のケガは、全ての労働者が労災保険の対象です。	
	20	傷病手当金	私傷病（病気やけが）による入院で仕事を休む場合の、傷病手当金の受給について	
	21	社保適用拡大	2022年10月から社会保険の加入要件が変更になります。	
	22	社会保険のメリット	社会保険について家族の扶養になる場合と、自分が被保険者になる場合の違いについて	
妊娠・出産・子育て	23	母健連絡カード	「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用しよう	
	24	妊娠出産に関する周知	従業員から妊娠の報告を受けた時に事業主がすべきこと	
	25	子の看護等休暇	子どもの看護等休暇について	New
	33	子育てとの両立支援	会社は、仕事と育児の両立が出来るよう、柔軟な働き方を実現するための措置を講じなければなりません。	New
家族介護との両立	34	制度利用対象者	介護両立支援制度は、どのような人が利用できますか？	New
	35	地域包括支援センターの活用	地域包括ケアシステムと職場の両立支援制度の組み合わせ	New
	36	介護休業と介護休暇	介護休業と介護休暇はどのように利用すればよいですか？	New
	37	事業主の義務	事業主は環境の整備や情報提供等を実施しなければなりません。	New
ハラスメント	26	セクハラ	上司がしつこく食事に誘うことはセクハラに該当する可能性があります。	
	27	パワハラ	主なパワハラの内容（6類型）	
	28	マタハラ	妊娠をきっかけとした労働条件の不利益変更は法律で禁止されています。	
	29	ハラスメント防止措置	職場でのハラスメント防止措置は事業主の義務です！	
	30	マタハラ・バタハラ	マタハラやバタハラに該当する言動はありませんか？	
	38	カスハラの影響	カスタマーハラスメントは、職場に大きな影響を与えます。	New
	39	カスハラの定義	クレームはすべてカスタマーハラスメントになりますか？	New
	40	カスハラの企業義務	企業にカスハラ対策が義務化って、何をすれば良いの？	New
その他	31	コミュニケーション	ほう（報告）れん（連絡）そう（相談）を使いこなしましょう！	
	32	コミュニケーション	上司・先輩は、"おひたし"を心掛けてコミュニケーションアップ！	

パネルの内容は『みなくる通信』のホームページで確認できます
<https://minakuru-tsushin.lekumo.biz/blog/>

- ① 検索サイトで「みなくる通信」をクリック
- ② 鳥取県中小企業労働相談所みなくる(みなくる通信)のページの左バーにある「カテゴリー」の「7.労働法の啓発」をクリック
- ③ 「啓発パネルの貸出」から、それぞれのパネルの内容が確認できます。
プリントアウトして使用することもできます。

カテゴリー

- 1. 労働相談Q&A
 - 2. 土曜労働相談
 - 3. 労働セミナー
 - 4. 出前セミナー
 - 5. 社内研修への講師派遣
 - 6. 内職求人情報
 - 7. 労働法の啓発
 - 8. お知らせ
- 労働相談Q&A(全)

【問合せ先】鳥取県中小企業労働相談所 **みなくる**

〒680-0847 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館2階
TEL:0857-25-3000 FAX: 0857-25-3001 e-mail:minakuru@roufuku.jp

